

## 中部運輸局 自動車技術安全部

令和8年5月20日  
定例記者懇談会発表

〈問い合わせ先〉  
中部運輸局 自動車技術安全部  
整備課 杉本、守田 Tel. 052-952-8042

**不正改造は犯罪です。**

～6月は「不正改造車を排除する運動」の強化月間です～

暴走行為、過積載等を目的とした不正改造車は、安全を脅かし道路交通の秩序を乱すとともに、排出ガスによる大気汚染、騒音等の環境悪化の要因となっていることから、社会的にその排除が強く求められています。

**自動車の不正改造は、他者を巻き込む明確な犯罪行為であり、知らなかったでは済まされません。**

中部運輸局では、6月を「不正改造車を排除する運動」の強化月間として、各行政機関や自動車関係団体の協力を得て、**自動車ユーザー等への啓発活動や街頭検査、不正改造車の情報収集**の取組みを強化します。

**1. 啓発活動**

- 各行政機関、自動車関係団体等の協力を得て、ポスターやチラシを用いた周知・啓発を行います。

**2. 街頭検査**

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会、自動車関係団体等と連携し街頭検査を実施します。街頭検査の結果、不正改造車を確認した場合は整備命令を発令します。

**3. 情報収集**

- 通報された不正改造車の情報をもとに、不正改造車ユーザーに対して警告はがきを送付し、不正改造の改善及びその結果の報告を求めます。

## ○不正改造車の情報提供窓口（URL 又は QR コード）

<http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/seibi/tsuhoh.html>

## 【添付書類】

- 別紙1：不正改造車の事例
- 別紙2：チラシ



## 不正改造車の事例

### タイヤ及びホイールの車体（フェンダー）からの突出



車体からタイヤ及びホイールが突出すると、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。また、適切なタイヤ及びホイールを使用しないと車体へ接触したり、ブレーキなどと干渉したりします。

### 不適切な灯火の取り付け



制動灯、方向指示器等は、灯火の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、事故を誘発するおそれがあるため、大変危険です。

### 窓ガラス（前面及び運転者席・助手席）へのステッカー貼付



前面及び運転者席・助手席の窓ガラスに、認められていないステッカーを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなるため、大変危険です。

### 窓ガラス（前面及び運転者席・助手席）への着色フィルム貼付



前面及び運転者席・助手席の窓ガラスに、保安基準に適合しない濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなるため、大変危険です。

# 不正改造は犯罪です!!

「知らなかった」では済まされません。

**!** このような改造は**不正改造**です。

**1 基準不適合マフラーの装着/  
消音器の取り外し**



基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因に繋がります。

**2 灯火類の色の変更**  
クリアレンズ等不適切な灯火器及び回転灯等の取り付け



制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。

※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

**3 タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)  
外へのみ出し**



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ構造などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

**4 運転者席・助手席の窓ガラスへの  
着色フィルム等の貼付**  
(貼付状態で可視光線透過率70%未満)



運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。

**5 基準外ウイングの取り付け**



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

**6 A. 荷台さし枠の取り付け・燃料  
タンクの増設  
B. 突入防止装置の切断・取り外し  
C. 大型後部反射器の取り付け**



**7 速度抑制装置(スピードリミッター)  
の解除・取り外し**




速度抑制装置付

不正改造車を見かけたら

- 車両のナンバー
- 不正改造の内容

をこちらまで



不正改造車を排除する運動

ホームページ



# 不正改造車を排除する運動

**!** 不正改造は**犯罪**です **!**



**大迷惑**

**ダサい!**

不正改造車の使用者  
**整備命令の発令**

**違法**

不正改造を実施した者  
**6**ヵ月以下の拘禁刑又は**30**万円以下の罰金

# 不正改造車を排除する運動

# ⚠️ 不正改造チェック項目

## 乗用車

### 消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

### 触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか

### サスペンション

- 切断等により、ばねの一部又は全部が除去されていないか

### 車幅灯

- 白色であるか（方向指示器、非常点滅表示灯又は側方灯と一体又は兼用のもの及び二輪車等については、橙色でもよい。）  
※平成17年12月31日以前に製作された車両は、白色のほか淡黄色又は、橙色であっても、全ての車幅灯が同一色であればよい。

### 番号灯

- 白色であるか

### 後退灯

- 白色であるか

### 尾灯

- 赤色であるか

### 制動灯

- 赤色であるか

### 方向指示器

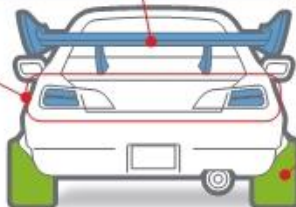
- 橙色で点滅回数が毎分60回以上、120回以下であるか

### 後部反射器

- 赤色であるか

### ウイング

- 側方への翼形状を有していないか
- 確実に取り付けられているか
- 鋭い突起がないか
- その付近の最外側、最末端とならないか 等



## 二輪車

### 消音器

- 内燃機関を原動機とする自動車の場合、騒音基準等に適合する消音器を備えているか

### 触媒装置

- 触媒等が取り外されていないか



## 乗用車・貨物車共通

### シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置（シートベルトリマインダー）の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

### 前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で可視光線透過率が70%未満のものは不可

### バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩和できる構造であるか

### 警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

### 前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

### その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

### タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしてないか

### 直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

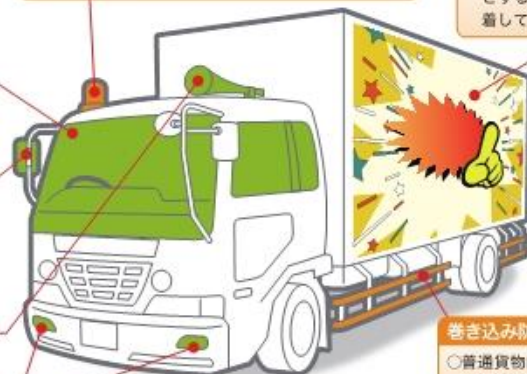
### 回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

## 貨物車

### 禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか



### 巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

### ダンプ（土砂等運搬）

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか



### ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

### 二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか 等（構造等変更検査の手続きが必要になります。）

### 速度抑制装置（スピードリミッター）

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

### 突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

### 大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

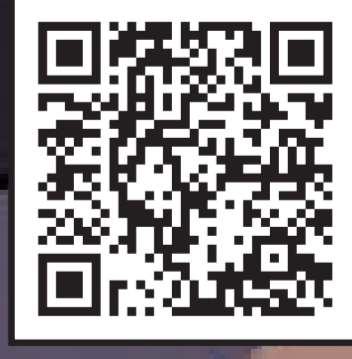
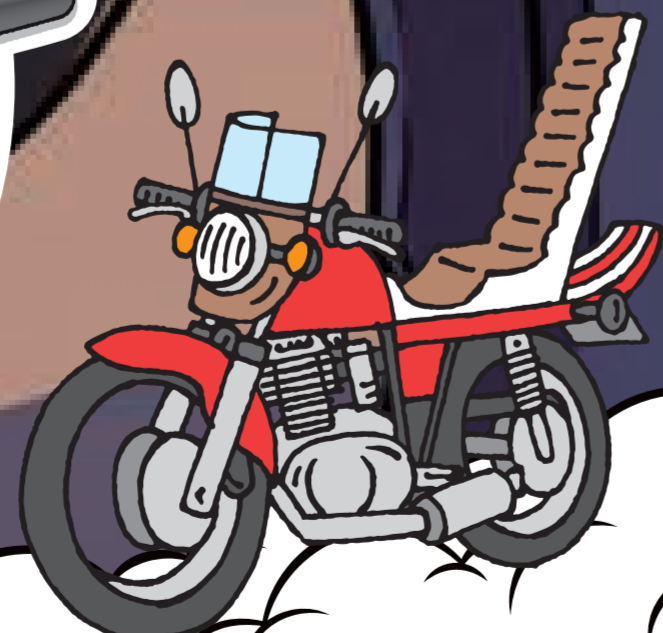
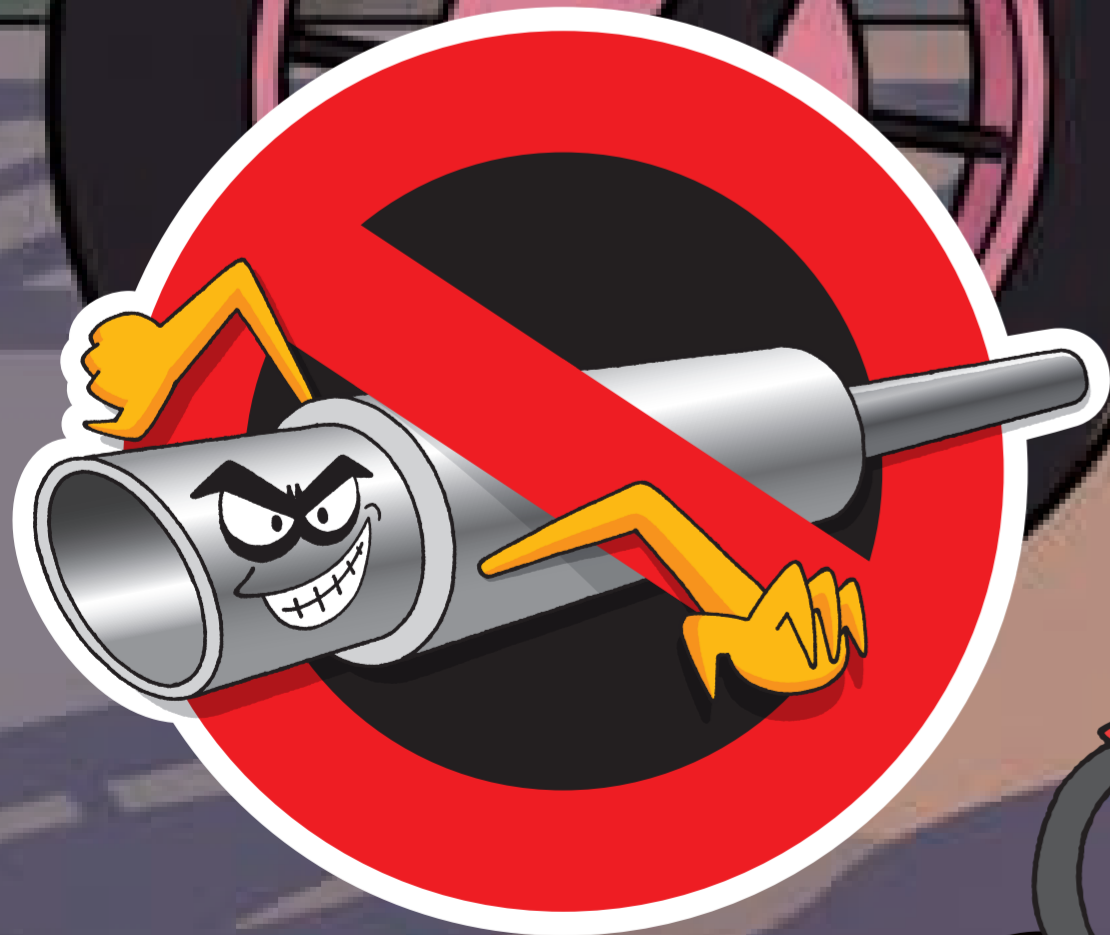
⚠️ 不正改造は犯罪です!



バイクも  
クルマも

交換用マフラーは

基準適合品  
を  
選ぼう！



詳しくはQRコードを！

不正改造車の  
使用者

整備命令の発令  
▶ 整備命令に従わない場合については  
50万円以下の罰金

不正改造を  
実施した者

6ヶ月以下の拘禁刑又は  
30万円以下の罰金